

## 第 5 0 号議案

### 亀岡市子ども・子育て会議条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年亀岡市条例第 2 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

### 亀岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

亀岡市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年亀岡市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 7 条第 1 項及び第 3 項」を「第 7 2 条第 1 項及び第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 7 7 条第 1 項各号」を「第 7 2 条第 1 項各号」に改める。

### 附    則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市子ども・子育て会議条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律  
による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定整備  
を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。